

検討のためのたたき台・その2〔改訂版〕

（第1－5 保釈中又は勾留執行停止中の被告人にGPS端末を装着させることにより逃亡を防止する仕組みを設けること）

第1-5 保釈中又は勾留執行停止中の被告人にGPS端末を装着させることにより逃亡を防止する仕組みを設けること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 裁判所は、保釈を許す場合において、必要があると認めるときは、被告人に対し、GPS端末の装着を命ずることができるものとする。
- (2) 裁判所は、(1)によりGPS端末の装着を命じる場合には、併せて、被告人に対し、一定の地域に入り、又は一定の地域から出てはならないことを命ずるものとする。
- (3) (1)によりGPS端末の装着を命ぜられた者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。
 - (ア) GPS端末を自己の身体から取り外さないこと〔GPS端末装着義務〕
 - (イ) GPS端末を損壊し、又は電波を遮断する等その位置測定機能を故意に失わせる行為をしないこと〔損壊等の禁止〕
 - (ウ) GPS端末の充電等、位置測定機能を維持するために必要な管理を怠らないこと〔充電等の義務〕
- (4) GPS端末の機能によって義務違反を検知し、保釈を取り消すなどした上、位置情報を活用して身柄を拘束することができる仕組みを設ける。
- (5) (2)による命令又は(3)の義務に違反した場合の罰則を設ける。

2 検討課題

- (1) GPS端末を装着させる被告人の範囲・要件
 - GPSの機能を用いて逃亡を防止することが必要であり、かつ有効であるのはどのような場合か
 - 被害者や証人に対する接触を防止する必要がある場合についても、GPS端末を装着させることができるものとするか
- (2) 対象者に対して課す義務の内容
 - 逃亡を防止するため、どのような義務を課すものとするか
 - 保釈の取消し後も義務を負うものとするか
- (3) 義務違反の検知及びその後の措置
 - 次の手続をどの機関が行うものとするか

- ・ G P S 端末の装着
 - ・ G P S 端末の保守
 - ・ 義務違反情報の検知
 - ・ 義務違反の認定
- 義務違反があった場合に、その者の逃亡を防止するために、どのような措置をとり得るものとするか
 - どのような場合にG P S 端末の位置を知り得るものとするか
 - 保釈の取消し後も、G P S 端末の位置を知り得るものとするか
 - 制度枠組み(2)による命令又は制度枠組み(3)の義務に違反した場合の罰則を設けることとするか